



# 地域安全ニュース

令和3年6月



外国人を雇用する事業者の皆様へ

## 不法就労防止にご協力ください！

不法就労は法律で禁止されています。

不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

外国人を雇用する際は、在留カードを確認して就労することができるか確認しましょう。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です！

※ 出入国在留管理庁HPから抜粋

1

不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例) 密入国した人や在留期限の切れた人が働く  
退去強制されることが既に決まっている人が働く

2

出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例) 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く  
留学生の人が許可を受けずに働く

3

出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例) 語学学校の先生として働くことを認められた人が  
工場で作業員として働く

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！

京都府警察本部 生活保安課

電話 075 - 451 - 9111

